

土砂災害に関する避難確保計画

羽幌町立焼尻小中学校

2019年 4月 作成

羽幌町立焼尻小学校 土砂災害に関する避難確保計画

作成:2019年4月1日

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、羽幌町立焼尻小学校近隣で土砂災害の発生または発生の恐れがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、羽幌町立焼尻小学校に勤務する職員（以下、「施設職員」という）および児童または出入りする全ての者（以下、「児童等」という）に適用する。

2 [計画の報告]

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第八条の二に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 [計画の適用範囲]

この計画は、本施設に勤務又は本施設を利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 12名	昼間 7名	昼間 名	昼間 名
夜間 名	夜間 名	夜間 名	夜間 名

4 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

① 指揮班

施設管理者を支援し各班へ必要な事項を指示する。

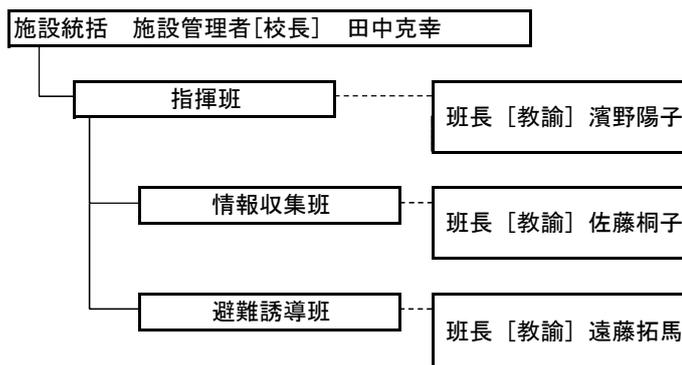
② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

③ 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、児童等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

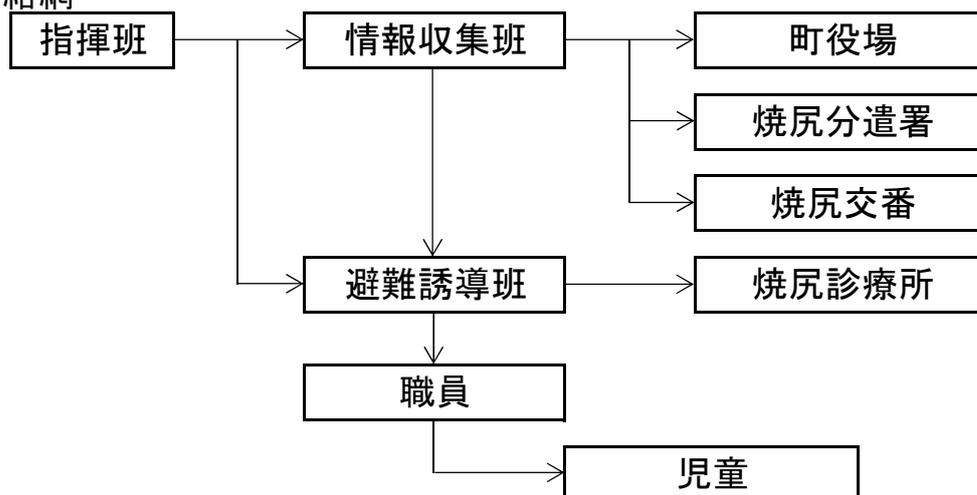


3) 参集基準

表-1 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	・施設職員全員
応援当番職員参集	大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	・防災当番施設職員
全職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者避難勧告等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	・施設職員全員

4) 連絡網



5)関係機関緊急連絡先

表-2 関係機関緊急時連絡先

機関名		電話番号	FAX番号	メールアドレス	備考
防災行政機関	羽幌町教育委員会	0164-68-7010	0164-62-2817		
	羽幌町役場焼尻支所	01648-2-3131	01648-2-3551		
	焼尻分遣署	01648-2-3590			
	焼尻交番	01648-2-3110			
協力機関	焼尻診療所	01648-2-3225			
電気	北電 焼尻	01648-2-3142			

(2)事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員の増員や授業の中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

(3)[情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および児童等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表-3 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	町役場、テレビ、インターネット、防災無線	電話、FAX、メール、防災無線
土砂災害警戒情報	町役場、テレビ、インターネット、防災無線	電話、FAX、メール、防災無線
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示等	町役場、テレビ、インターネット、防災無線	電話、FAX、メール、防災無線

5 [避難誘導に関する事項]

1)避難誘導等

指定避難場所である焼尻研修センターへ避難誘導する。

立ち退き避難が危険な場合は、羽幌町立焼尻小学校の談話室へ避難誘導す

2)避難基準

①羽幌町役場からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の命令があった場合に、避難等を開始す

・避難開始基準:避難準備・高齢者等避難開始情報の発令

②自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、町役場等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、焼尻支所に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・地鳴りがする。

3)避難方法

①指定避難所 焼尻研修センターへの避難の場合

・研修センターまでの移動は、車によるものとする。

車による移動:車両2台(利用者3名、職員7名)

・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

②施設内避難の場合

・施設の家庭科室への避難は、徒歩によるものとする。

・施設内の各教室より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

4)施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

・指定避難場所である焼尻研修センターへ移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

・指定避難場所である焼尻研修センターまでの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難となる箇所等をあらかじめ把握し、職員で情報を共有する。

5)避難の実施

・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します」と職員、児童等に周知する。

6 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

1)防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ①土砂災害の前兆現象について
- ②情報収集及び伝達体制
- ③避難判断・誘導
- ④本避難確保計画の周知

2)訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ①訓練内容
- ②情報収集及び伝達
- ③避難判断
- ④避難訓練(対象者の状況に応じた避難手法、避難方法など)

3)訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね2回行う。

①新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象と訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。

②全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前(6月まで)に実施する。